

財務書類説明書

平成28年版

安房郡市広域市町村圏事務組合

第1章

地方公会計制度の策定経緯と意義

1-1. 経緯

1 経緯

平成18年6月に成立した「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」を契機に、総務省から地方公会計制度の指針が示され、「貸借対照表」、「行政コスト計算書」、「純資産変動計算書」、「資金収支計算書」の財務書類の作成が求められました。

この指針で「総務省方式改訂モデル」と「基準モデル」の2つの方式が示されました。

こうした地方公会計の整備(財務書類の整備)は、全国的にも進められていますが、2つの方式以外にも「東京都方式」等、複数の会計基準があることで、団体間を比較することが難しいなどの課題もあったことから平成26年度に総務省から「統一的な基準」が示され、全ての地方公共団体は平成29年度末までにこの基準に準拠した財務書類の作成が必要となりました。

本組合は、平成28年度決算から統一的な基準に基づく財務書類を作成しました。

【新地方公会計制度(2つのモデル)】

平成 18 年 5 月	「新地方公会計制度研究会報告書」
平成 19 年 10 月	「新地方公会計制度実務研究会報告書」

【新地方公会計モデル】

平成 21 年 1 月	「新地方公会計モデルにおける資産評価実務手引き」
平成 22 年 3 月	「地方公共団体における財務書類の活用及び公表について」
平成 23 年 12 月	「新地方公会計モデルにおける連結財務書類作成実務手引き」

【統一的な基準】

平成 25 年 8 月	「今後の新地方公会計推進に関する研究会中間まとめ」
平成 26 年 4 月	「今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書」
平成 26 年 9 月	「財務書類作成要領」「資産評価及び固定資産台帳の手引き」
平成 27 年 1 月	統一的な基準による地方公会計の整備促進について(総務大臣通知) 統一的な基準による地方公会計マニュアル

1-2. 意義

本組合を含む、地方公共団体における予算・決算に係る会計制度(官庁会計)は、予算の適正・確実な執行を図るという観点から、単式簿記による現金主義会計を採用しています。

一方で、財政の透明性を高め、説明責任をより適切に図る観点から、単式簿記による現金主義会計では把握できない情報(ストック情報(資産・負債)や見えにくいコスト情報(減価償却費等))を住民や議会等に説明する必要性が一層高まっており、そのためには、その補完として複式簿記による発生主義会計の導入が重要となります。

また、複式簿記による発生主義会計を導入することで、上記のとおりストック情報と現金支出を伴わないコストも含めたフルコストでのフロー情報の把握が可能となるので、公共施設等の将来更新必要額の推計や、事業別・施設別のセグメント分析など、公共施設等のマネジメントへの活用充実につなげることも可能となります。

地方公会計の意義

1. 目的

①説明責任の履行

住民や議会、外部に対する財務情報の分かりやすい開示

②財政の効率化・適正化

財政運営や政策形成を行う上での基礎資料として、資産・債務管理や予算編成、政策評価等に有効に活用

2. 具体的内容(財務書類の整備)

現金主義会計

◎ 現行の予算・決算制度は、現金収支を議会の民主的統制下に置くことで、予算の適正・確実な執行を図るという観点から、現金主義会計を採用

補完

発生主義会計

◎ 発生主義により、ストック情報・フロー情報を総体的・一覽的に把握することにより、現金主義会計を補完

<財務書類>

地方公会計

- ・ 貸借対照表
- ・ 行政コスト計算書
- ・ 純資産変動計算書
- ・ 資金収支計算書

企業会計

- ・ 貸借対照表
- ・ 損益計算書
- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ キャッシュ・フロー計算書

3. 財務書類整備の効果

①発生主義による正確な行政コストの把握

見えにくいコスト(減価償却費、退職手当引当金など各種引当金)の明示

②資産・負債(ストック)の総体的・一覽的把握

資産形成に関する情報(資産・負債のストック情報)の明示

総務省資料より

第2章

統一的な基準の特徴

2-1. 公会計基準の比較

1 公会計基準の比較

従来の地方公会計制度の会計基準は「総務省方式改訂モデル」、「総務省方式基準モデル」のほかに、「東京都方式」等があります。

平成29年度末までに全ての地方公共団体が統一的な基準による財務書類の作成が求められています。

表 2-1

	統一的な基準	基準モデル	総務省方式改訂モデル	東京都	国 (省庁別財務書類の作成基準)
財務書類の体系	<ul style="list-style-type: none"> ○貸借対照表 ○行政コスト計算書 ○純資産変動計算書 ○資金収支計算書 ※行政コスト計算書及び純資産変動計算書は、別々の計算書としても、結合した計算書としても差し支えない 	<ul style="list-style-type: none"> ○貸借対照表 ○行政コスト計算書 ○純資産変動計算書 ○資金収支計算書 	<ul style="list-style-type: none"> ○貸借対照表 ○行政コスト計算書 ○純資産変動計算書 ○資金収支計算書 	<ul style="list-style-type: none"> ○貸借対照表 ○行政コスト計算書 ○正味財産変動計算書 ○キャッシュ・フロー計算書 	<ul style="list-style-type: none"> ○貸借対照表 ○業務費用計算書 ○資産・負債差額増減計算書 ○区分別収支計算書
台帳整備	○開始貸借対照表作成時に整備その後、継続的に更新	○開始貸借対照表作成時に整備その後、継続的に更新	○段階的整備を想定→売却可能資産、土地を優先	○開始貸借対照表作成時に整備その後、継続的に更新	○官庁会計システムとは連動していないが、法令に基づき国有財産台帳、物品管理簿等を整備
複式簿記	○官庁会計処理に基づくデータにより、発生の都度又は期末に一括して複式仕訳を実施	○官庁会計処理に基づくデータにより、発生の都度又は期末に一括して複式仕訳を実施	決算統計データを活用し、期末に一括して仕訳を実施	○官庁会計処理に連動して発生の都度、複式仕訳を実施	○官庁会計システム(ADAMS II)に連動して発生の都度、複式仕訳を実施(国有財産等については、期末時に複式仕訳を実施)
有形固定資産の評価基準	<ul style="list-style-type: none"> ・取得原価が判明…取得原価 ・取得原価が不明…再調達原価 ※取得原価の判明・不明の判断 ※適正な対価を支払わずに取得したものは再調達原価(道路等の土地は備忘価額1円) ※売却可能資産は売却可能価額を注記 	<ul style="list-style-type: none"> ○事業用資産土地…固定資産税評価額建物等…再調達原価 ○インフラ資産土地…取得原価建物等…再調達原価 	<ul style="list-style-type: none"> ○公共資産…決算統計データから取得原価を推計 ○売却可能資産…売却可能価額 	○取得原価	<ul style="list-style-type: none"> ○国有財産(公共用財産を除く)…毎年度時価を基準に改定される国有財産台帳価額 ○公共用財産…取得原価 ○物品…取得原価
税収の取扱い	○純資産変動計算書に計上	○純資産変動計算書に計上	○純資産変動計算書に計上	○行政コスト計算書に計上	○資産・負債差額増減計算書に計上

2-2. 統一的な基準と総務省方式改訂モデルの違い

(1) 概要

本組合が従来作成していた総務省方式改訂モデルと統一的な基準を比較すると、大きく分けて3点の変更点があります。

①『発生主義・複式簿記の導入』

総務省方式改訂モデルは決算データを活用して財務書類を作成していましたが、統一的な基準では伝票単位で複式仕訳を実施を行い、発生主義会計を導入します。

②『固定資産台帳の整備』

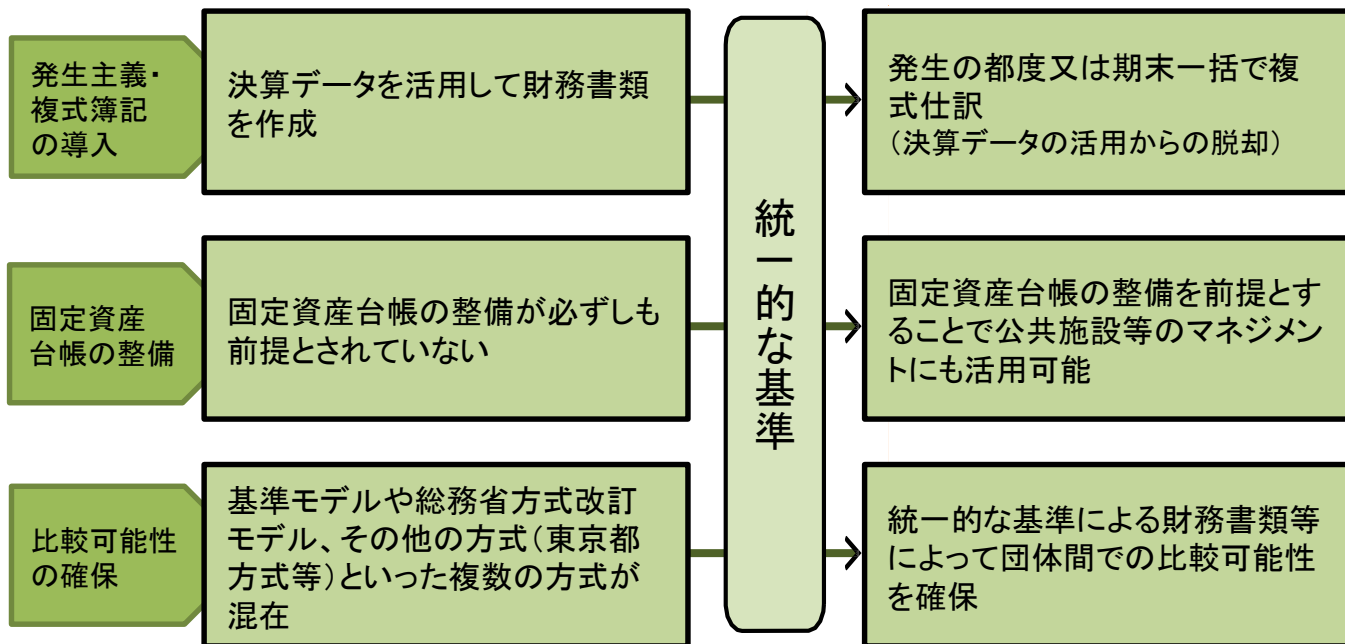
総務省方式改訂モデルでは必ずしも固定資産台帳の導入が前提とされていませんでしたが、統一的な基準では固定資産台帳の整備が必須となり、公共施設等のマネジメントにも活用可能となります。

③『比較可能性の確保』

地方公会計制度の会計基準は従来、様々な会計基準が存在していましたが、平成30年3月末までに全ての地方公共団体が統一的な基準による財務書類を整備するため、団体間での比較可能性が確保されます。

現 状

今 後

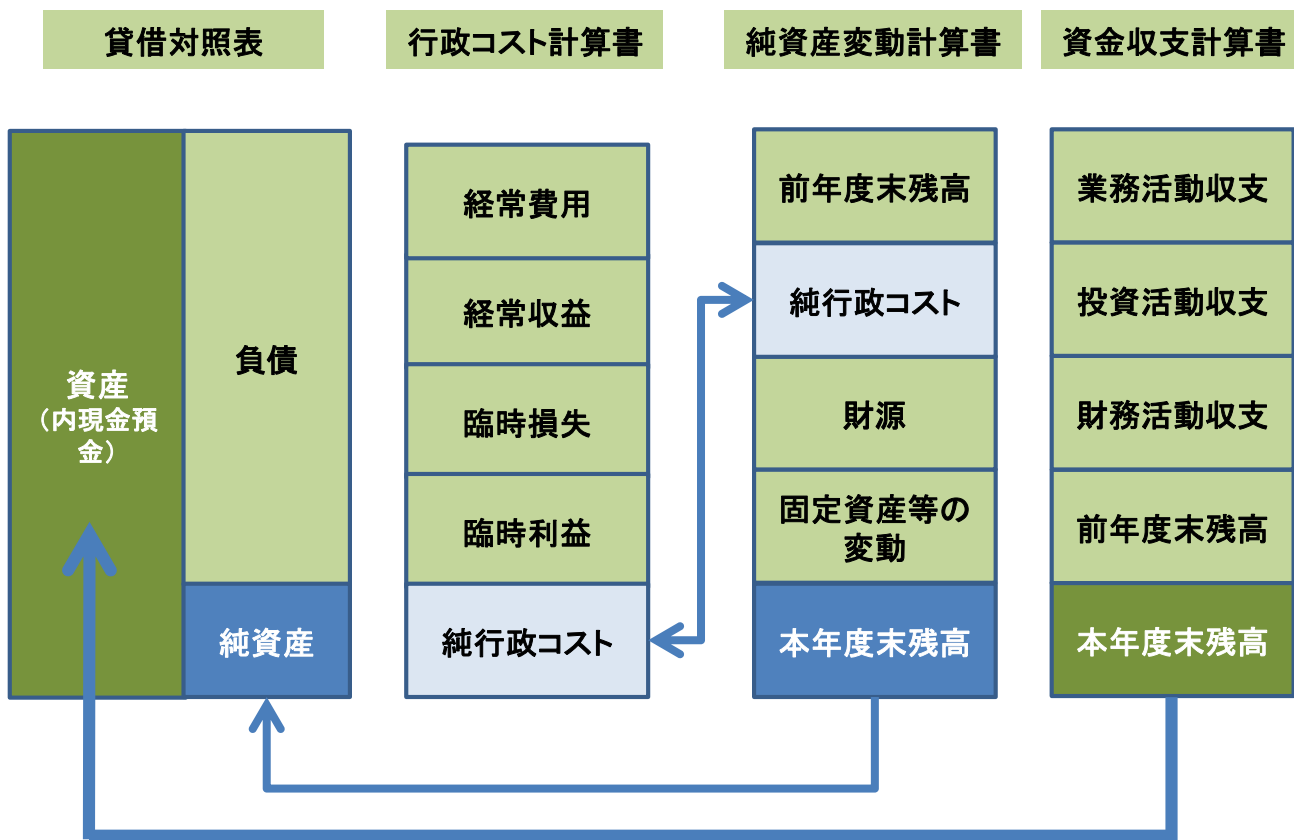


第3章

財務書類

3-1. 財務4表の相互関係

財務書類の種類はこれまで通り、総務省方式改訂モデルと基準モデルと同様に4つの財務書類【財務書類の体系(4表)】で構成されます。それぞれのイメージは以下のとおりとなります。



+ 本年度末歳外現金

財務書類の相互関係

3-2. 統一的な基準の財務4表概要

▶財務4表とは【統一的な基準の財務諸表】

貸借対照表とは…

年度末時点での自治体の資産及び負債の残高を表しています。

表の左側(借方)は、財源等のどのように運用しているか表しています。運用状況は、現金預金、基金、貸付金及び固定資産(自治体が保有する道路、公園、市営住宅など)などの資産で表されます。

表の右側(貸方)は、総資産(資産合計)をどのような財源(負債と純資産)で負担したかを表しております。負債は将来世代から、純資産は過去及び現役世代から負担を表示していると一般的には言われております。

また、貸借対照表は資産と負債・純資産の合計額が同じ額になることから、バランスシートともいいます。

3-2. 統一的な基準の財務4表概要

▶財務4表とは【統一的な基準の財務諸表】

報告書(財務諸表)

自治体名:安房郡市広域市町村圏事務組合

年度:平成28年度

会計:一般会計等

貸借対照表(BS)

(単位:千円)

科目名	金額	科目名	金額
【資産の部】		【負債の部】	
固定資産	3,253,551	固定負債	3,544,586
有形固定資産	3,253,451	地方債	2,068,840
事業用資産	2,948,511	長期未払金	-
土地	203,925	退職手当引当金	1,163,794
立木竹	-	損失補償等引当金	-
建物	3,563,996	その他	311,953
建物減価償却累計額	-905,453	流動負債	376,646
工作物	71,500	1年内償還予定地方債	255,449
工作物減価償却累計額	-2,057	未払金	-
船舶	-	未払費用	-
船舶減価償却累計額	-	前受金	-
浮標等	-	前受収益	-
浮標等減価償却累計額	-	賞与等引当金	113,680
航空機	-	預り金	7,517
航空機減価償却累計額	-	その他	-
その他	-	負債合計	3,921,232
その他減価償却累計額	-	【純資産の部】	
建設仮勘定	16,600	固定資産等形成分	3,253,551
インフラ資産	-	余剰分(不足分)	-3,694,449
物品	2,598,099		
物品減価償却累計額	-2,293,159		
無形固定資産	-		
ソフトウェア	-		
その他	-		
投資その他の資産	100		
投資及び出資金	100		
有価証券	-		
出資金	-		
その他	100		
流動資産	226,783		
現金預金	226,783		
徴収不能引当金	-	純資産合計	-440,898
資産合計	3,480,334	負債及び純資産合計	3,480,334

総資産(資産合計)3480.3百万円、負債3921.2百万円、純資産-440.9百万円となっております。
負債は将来世代が負担する金額、純資産は国、県、過去及び現役世代が既に負担した金額を表しています。

3-2. 統一的な基準の財務4表概要

▶財務4表とは【統一的な基準の財務諸表】

◆行政コスト計算書とは…

民間の企業会計でいう損益計算書にあたるもので、当該会計年度の行政活動に係る費用と行政サービスの受益者負担の関係を示すものです。経常的に発生する費用を「経常費用」、臨時に発生する費用を「臨時損失」に区分して表示しております。

◆経常費用：行政サービス提供のために費やしたもの

- ①人件費：職員給与や議員報酬など
- ②物件費等：備品、消耗品及び施設等の維持補修にかかる経費や減価償却費（社会資本の経年劣化等に伴う減少額）など
- ③その他業務費用：支払利息、徴収不能引当金繰入額、市町村債償還の利子など
- ④移転費用：他会計への支出額、補助金等、社会保障給付、他団体への資産整備補助金など

◆経常収益：行政サービス提供により住民等がその対価として支払い、自治体が得られるもの

3-2. 統一的な基準の財務4表概要

▶財務4表とは【統一的な基準の財務諸表】

報告書(財務諸表)

自治体名: 安房郡市広域市町村圏事務組合

年度: 平成28年度

会計: 一般会計

行政コスト計算書(PL)

(単位: 千円)

科目名	金額
経常費用	2,718,940
業務費用	2,528,498
人件費	1,907,697
職員給与費	1,793,272
賞与等引当金繰入額	113,680
退職手当引当金繰入額	-
その他	745
物件費等	608,123
物件費	402,295
維持補修費	17,311
減価償却費	187,652
その他	866
その他の業務費用	12,678
支払利息	12,551
徴収不能引当金繰入額	-
その他	127
移転費用	190,442
補助金等	189,296
社会保障給付	-
他会計への繰出金	-
その他	1,145
経常収益	158,593
使用料及び手数料	40,538
その他	118,055
純経常行政コスト	2,560,346
臨時損失	-
災害復旧事業費	-
資産除売却損	-
投資損失引当金繰入額	-
損失補償等引当金繰入額	-
その他	-
臨時利益	-
資産売却益	-
その他	-
純行政コスト	2,560,346

経常費用が2718.9百万円、経常収益は158.6百万円となり、純経常行政コストは2560.3百万円となります。

3-2. 統一的な基準の財務4表概要

▶財務4表とは【統一的な基準の財務諸表】

◆純資産変動計算書とは…

純資産(過去及び現役世代や国・県が負担した将来返済しなくてよい財産)が、どのように増減したかを区分して表示したものです。

- ①純行政コスト:行政コスト計算書の純行政コストを移記
- ②財源:財源をどのような収入(税込等、国庫補助金)で調達したかを表示
- ③固定資産等の変動:
当該年度に学校、道路などの社会資本を取得した額と過去に取得した社会資本の経年劣化等に伴う減少額
又は、基金、貸付金、出資金など長期金融資産の増加額又は減少額
- ④資産評価差額:資産の評価替えに係る差額を表示
- ⑤無償所管換等:無償で譲渡または取得した固定資産の評価額等

3-2. 統一的な基準の財務4表概要

▶財務4表とは【統一的な基準の財務諸表】

報告書(財務諸表)

自治体名:安房郡市広域市町村圏事務組合

年度:平成28年度

会計:一般会計

純資産変動計算書(NW)

(単位:千円)

科目名	合計	固定資産等形成分	余剰分(不足分)
前年度末純資産残高	-684,914	2,835,286	-3,520,200
純行政コスト(△)	-2,560,346		-2,560,346
財源	2,804,362		2,804,362
税収等	2,804,362		2,804,362
国県等補助金	-		-
本年度差額	244,016		244,016
固定資産等の変動(内部変動)		418,265	-418,265
有形固定資産等の増加		1,134,570	-1,134,570
有形固定資産等の減少		-716,304	716,304
貸付金・基金等の増加		-	-
貸付金・基金等の減少		-	-
資産評価差額	-	-	-
無償所管換等	-	-	-
その他	-	-	-
本年度純資産変動額	244,016	418,265	-174,250
本年度末純資産残高	-440,898	3,253,551	-3,694,449

本年度純資産変動額は、一般会計等では244.02百万円となっております。

3-2. 統一的な基準の財務4表概要

▶財務4表とは【統一的な基準の財務諸表】

◆資金収支計算書とは…

- ①業務活動収支:行政サービスを行なう中で、毎年度継続的に収入、支出されるもの
- ②投資活動収支:学校、公園、道路などの資産形成や投資、基金などの収入、支出など
- ③財務活動収支:公債、借入金などの収入、支出など

3-2. 統一的な基準の財務4表概要

▶財務4表とは【統一的な基準の財務諸表】

報告書(財務諸表)

自治体名: 安房郡市広域市町村圏事務組合

年度: 平成28年度

会計: 一般会計

資金収支計算書(CF)

(単位: 千円)

科目名	金額
【業務活動収支】	
業務支出	2,508,096
業務費用支出	2,317,654
人件費支出	1,905,885
物件費等支出	399,219
支払利息支出	12,551
その他の支出	-
移転費用支出	190,442
補助金等支出	189,296
社会保障給付支出	-
他会計への繰出支出	-
その他の支出	1,145
業務収入	2,862,710
税収等収入	2,804,362
国県等補助金収入	-
使用料及び手数料収入	40,538
その他の収入	17,810
臨時支出	-
臨時収入	-
業務活動収支	354,615
【投資活動収支】	
投資活動支出	627,297
公共施設等整備費支出	627,297
投資活動収入	-
投資活動収支	-627,297
【財務活動収支】	
財務活動支出	280,362
地方債償還支出	244,918
その他の支出	35,444
財務活動収入	538,300
地方債発行収入	455,300
その他の収入	83,000
財務活動収支	257,938
本年度資金収支額	-14,744
前年度末資金残高	232,943
本年度末資金残高	218,199

本年度純資産変動額は、一般会計等では244.02百万円となっております。

第4章

財務4表(統一的な基準)の分析

4. 財務書類の分析

▶ 貸借対照表(BS)でわかること

分析	一般会計等
純資産比率(過去及び現役世代負担比率)	-12.7%
将来世代負担比率	71.4%

純資産比率は、総資産に占める過去及び現世代が負担した公共資産の割合となります。
一方、将来世代負担比率は、総資産に占める将来世代が負担する公共資産の割合となります。

社会資本形成を財源等(税収入等)により行い、地方債の発行を抑制すると、純資産比率が高く、将来世代負担比率が低くなります。

反対に、地方債により社会資本形成を行うと、将来世代負担比率が高く、純資産比率は低くなります。
自治体の平均的な値は、純資産比率は50～90%の間、将来世代負担比率は10～40%の間となることが多いです。

純資産比率(過去及び現役世代負担比率)は、-12.7%となっており、
債務超過のためマイナスとなっております。

将来世代負担比率は、71.4%となっており、
将来世代負担比率が高い部類に属する傾向があるといえます。

分析	一般会計等
有形固定資産減価償却率(資産老朽化比率)	51.2%

有形固定資産減価償却率(資産老朽化比率)は、有形固定資産のうち、土地以外、つまり建物などの償却資産の取得価額に対する減価償却累計額の割合です。

自治体の所有する資産老朽化の程度を表しておりますが、値が100%となっても使用できなくなるわけではありません。

自治体の平均的な値は、35～50%の間といわれております。

有形固定資産減価償却率(資産老朽化比率)は、51.2%となっております。
50%を超えておりますので、少々進んだ状況であると推察できます。

4. 財務書類の分析

▶ 貸借対照表(BS)でわかること

(計算式)

$$\text{【純資産比率】} = \text{純資産合計} \div \text{資産合計} \times 100$$

$$\text{【将来世代負担比率】} = \text{地方債(1年以内も含む)} \div \text{有形固定資産} \times 100$$

$$\text{【有形固定資産減価償却率(資産老朽化比率)] = } \\ \text{減価償却累計額} \div (\text{有形固定資産-土地} + \text{減価償却累計額}) \times 100$$

4. 財務書類の分析

➤ 行政コスト計算書(PL)でわかること

分析	一般会計等
人に係る費用(人件費)の占める割合	70.2%
物に係る費用(物件費他)の占める割合	22.4%
その他に係る費用(支払利息他)に占める割合	0.5%
移転費用割合	7.0%

業務費用(業務活動のために経常的に費消された費用)の内訳は、下記の通りとなります。

- ・ 人に係る費用(人件費)の占める割合 70.2%
- ・ 物に係る費用(物件費他)の占める割合 22.4%
- ・ その他に係る費用(支払利息他)の占める割合 0.5%

また、各団体への補助金、負担金及び交付金である補助金等、社会保障給付としての扶助費を主なものとする移転費用の割合は、7.0%となっております。

分析	一般会計等
受益者負担比率	5.8%

受益者負担比率は、経常費用に対する使用料及び手数料を主とする経常収益の割合です。

(一般会計等) 5.8%

受益者が負担しない部分については、税収、地方交付税及び補助金等により賄うことになります。

自治体の平均的な値は、3~8%の間といわれております。

しかし、病院、ガス、上下水道事業を行う地方公共団体は、受益者負担比率の数値が高くなる傾向があります。

したがって、受益者負担比率が他の団体に比べて低い場合には、使用料及び手数料などの水準を見直すことも検討する必要があります。

4. 財務書類の分析

➤ 行政コスト計算書(PL)でわかること

(計算式)

【各費用の占める割合】 = 各費用 ÷ 経常費用

経常費用 = 業務費用+移転費用

業務費用 = 人件費+物件費等+その他の業務費用

移転費用 = 補助金、特別会計への移転費用など

【受益者負担】 = 使用料及び手数料 ÷ 経常費用

4. 財務書類の分析

▶ 純資産変動計算書(NW)でわかること

分析	一般会計等
行政コスト対財源比率	91.3%

行政コスト対財源比率は、純経常行政コストが当年度の財源でどれだけ賄われたかを表します。
(一般会計等) 91.3%

比率が100%を下回っている場合、翌年度以降へ資産が蓄積されたか、負担が軽減されたかを表します。
一方、100%を上回っている場合、過去から蓄積された資産を取り崩したか、翌年度以降の負担が増加したことを表します。
つまり、100%を上回る状況は、経常的な行政コストを税収等で賄えない状況ということになります。

(計算式)

$$\text{【行政コスト対財源比率】} \\ = \text{純経常行政コスト} \div \text{財源} \times 100$$

出典：鈴木 豊他(2016)『100問100答 新地方公会計統一基準-財務書類の作成と活用手法』株式会社ぎょうせい。

4. 財務書類の分析

➤ 資金収支計算書(CF)でわかること

(単位:年)

分析	一般会計等
歳入額対資産比率(年)	1.0

歳入総額に対する公共資産の比率を計算することにより、公共資産の形成に何年分の歳入が充当されたかを見ることができます。

この歳入額対資産比率が高ければ、社会資本の整備に重点を置いてきたことを表します。

なお、当該年度の数値による計算であり、実際に公共資産の形成に何年かかっているのかを示すものではありません。

自治体の平均的な値は、3～7年の間といわれています。

一般会計等の歳入額対資産比率は、1年となり、他自治体の平均値よりも少ない値となっております。

資産形成の施策はあまりとられていないため、財政面では多大な負担とならない範囲で社会資本整備を進めていると思われます。

(単位:年)

分析	一般会計等
地方債の償還可能年数(年)	6.8

地方債の償還可能年数は、地方債を経常的に確保できる資金で返済した場合に、何年で返済できるかを表す指標です。

借金の多寡や債務返済能力を表します。

自治体の平均的な値は、3～8年の間といわれています。

地方債の償還可能年数は、一般会計等では、6.8年となっております。

地方債に比して、経常的に確保できる資金＝償還可能な資金が多額にあり、債務返済能力が高い状況にあります。

4. 財務書類の分析

➤ 資金収支計算書(CF)でわかること

(計算式)

【歳入額対資産比率(年)】

= 総資産(資産合計) ÷ 歳入総額

【地方債の償還可能年数(年)】

= 地方債残高 ÷ 業務活動収支